

徳島県規則第三十号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「同条第3項」を「同条第3項」に、「該当する」を「該当する」に、「掲載されている官報」を「掲載されている官報の当該公告に係る電磁的官報記録に係る情報を複写したファイル（官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条第5項後段の措置がとられている方法により複写されたものに限る。）若しくは当該ファイルを印刷したもの又は電磁的官報記録を記載した書面（同法第10条に規定する電磁的官報記録を記載した書面をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。